

令和6年度鹿児島県獣医師養成確保修学資金募集要項（高校生等対象）

1 目的

将来、鹿児島県獣医師職員として家畜伝染病の予防や家畜衛生の向上等の業務に従事することを目指す県内在住の高校生や卒業1年後までの者（以下「高校生等」という。）に修学資金を給付し、鹿児島県農政部獣医師職員の確保を図ることを目的とする。

2 進学の対象となる大学

（1）私立獣医系5大学（五十音順）

麻布大学，北里大学，日本獣医生命科学大学，日本大学，酪農学園大学

（2）国公立大学2大学

大阪公立大学，東京農工大学

ただし，卒業1年後までの者については，大阪公立大学，酪農学園大学に限る。

3 修学資金の給付までの流れ

（1）鹿児島県獣医師養成確保修学資金に応募する。

（2）県の選考試験（以下「県選考試験」という。）を受験する。

（3）県選考試験合格者は，2の7大学のうち入学を希望する大学（以下「希望大学」という。）が実施する選抜入学試験等（以下「大学選抜入試」という。）を受験する。

（4）大学選抜入試の合格者は，公益社団法人中央畜産会と契約を行い，公益社団法人中央畜産会から修学資金の給付を受ける。

4 修学資金の給付額

（1）高校生3年次等

175万円以内（大学の入学手続き時に納入する入学金，1年次前期授業料，実習費等）

（2）獣医学生1年次～6年次（6年間）

私立大学 月額18万円，国公立大学 月額10万円

5 修学資金の返還免除

次の要件をすべて満たした場合は，修学資金の返還を全額免除する。

（1）大学卒業後2年以内に獣医師免許を取得すること

（2）鹿児島県獣医師採用試験に合格し，獣医師免許取得後1年以内に鹿児島

県農政部獣医師職員となること

(3) (1) および (2) の要件を満たした上で、次の①または②に該当したとき

- ① 鹿児島県農政部獣医師として、修学資金の給付を受けた期間の3分の5（国公立大学の場合は2分の3）に相当する期間を勤務したとき（例：私立大学で6年間給付を受けた場合は10年間の勤務）
- ② 公務により死亡・事故または心身の故障のため鹿児島県農政部獣医師として業務に従事できなくなったとき

6 修学資金給付者の募集

(1) 募集人数

1名

(2) 募集期間

令和6年7月12日（金）～令和6年9月6日（金）

(3) 対象者

次の①～④の要件をすべて満たす高校生等

- ① 県内の高等学校を令和7年3月に卒業見込みの学生（大阪公立大学、酪農学園大学を希望する場合、令和6年3月に卒業した者も可）
- ② 希望する大学の出願資格を満たす者で、学校長が推薦する者
- ③ 希望する大学の選抜入試を受験し、獣医学を専攻しようとする者
- ④ 大学卒業後、鹿児島県農政部獣医師として家畜衛生業務への従事を希望する者

(4) 応募手続き

募集期間内に、次の書類を「鹿児島県農政部畜産振興課管理係」あてに、郵送または持参により提出すること。

- ① 鹿児島県獣医師養成確保修学資金給付志願書（様式第1号：志願者本人の自筆）
- ② 自己推薦書（様式第2号：志願者本人の自筆）
- ③ 調査書（高等学校が作成し、厳封したもの）
- ④ 学校長の推薦書
- ⑤ 「県選考試験に合格した場合は、必ず希望する大学を受験する」旨の「誓約書」（様式第3号：志願者本人の自筆）
- ⑥ 志願書に添付したのと同じ写真2枚（縦3.5cm×横3cm）

【郵送先】

〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 農政部畜産振興課管理係

【注意事項】

- ・ 郵送する場合は、すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「獣医師確保修学資金給付志願書」と明記すること
- ・ 郵送の場合は、募集期間末日の消印を有効とする
- ・ 持参する場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする（土日および祝祭日を除く）

7 県選考試験

(1) 試験日

令和6年9月21日（土）（9時00分～）

(2) 場所

鹿児島県庁舎 11-農-1会議室

(3) 試験内容

小論文および面接

【注意事項】

- ・ 応募者には、受験票及び会場の案内図等を、令和6年9月13日（金）までに郵送する。この日までに受験票が到着しない場合は、速やかに下記12の問い合わせ先まで連絡すること

8 合格発表

令和6年10月11日（金）までに、県選考試験受験者全員に、合否を通知する。

また、合格者に合格証を交付し、県から希望大学に、大学選抜入試対象者として推薦する。

9 大学選抜入試

(1) 出願および受験

出願および受験については、各大学の募集要項を参照し、県選考試験に合格した場合は必ず受験すること。

(2) 入学手続き

大学選抜入試に合格した者は、各大学の規定等に基づき入学手続きを行うこと。

なお、大学選抜入試結果については、速やかに合否を下記12の問い合わせ先に連絡すること。

10 修学資金の給付申請

この鹿児島県獣医師養成確保修学資金の制度は農林水産省が実施している「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を活用しており、大学選抜入試の合格者は、当該事業実施主体である「公益社団法人中央畜産会」と契約したうえで、修学資金が給付される。

なお、この契約に基づき、大学入学後に休学や留年した場合等については、給与の休止等の措置が取られることとなる。

11 注意事項

この修学資金の給付の決定を持って、将来、獣医師として就業予定先に採用することを約束するものでなく、採用には鹿児島県獣医師職員採用試験に合格することが必要。

なお、次の事項のいずれかに該当した場合、すでに給付された修学資金および加算金（年10.95%）を返還する必要がある。

- ・ 「公益社団法人中央畜産会」との契約が解除されたとき
- ・ 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。
- ・ 獣医師免許を取得後、1年以内又はやむを得ない理由等により鹿児島県農政部獣医師職員として就業しなかったとき。
- ・ 獣医師免許を取得後、鹿児島県農政部獣医師職員として従事した期間が10年間（国公立は9年間）に満たなかったとき。

12 問い合わせ先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 農政部畜産振興課 管理係

電話 099-286-3216

FAX 099-286-5599

メール tikanri@pref.kagoshima.lg.jp